

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第55号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） 10 <u>令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する前項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の0.7」とする。</u>	附 則 1～9 （略）

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。